

## たつの市災害時における生活用水の確保に関する要綱

### (目的)

第1条 この告示は、災害時に水道が長期断水状態になった場合に備え、市内に所在する井戸を災害時応急用井戸として登録することにより、災害時における安全で衛生的な生活用水（飲用を除く。以下同じ。）を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「災害時応急用井戸」（以下「応急井戸」という。）とは、災害時に地域住民が生活用水として利用するため、市長が登録した井戸をいう。

### (登録)

第3条 市長は、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が災害時等において井戸水を提供する意思のあるものについて、次条に規定する要件を満たした井戸を応急井戸として登録することができる。

### (応急井戸の要件)

第4条 応急井戸は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 所有者等の居住地の近くにあり、自ら管理しているもの
- (2) 日常的に使用しているもの
- (3) 井戸水を汲み上げる設備があるもの
- (4) 周囲から雨水又は汚水が流入するおそれがないもの
- (5) 水質が別表に定める基準を満たすもの
- (6) 災害時等に無償で井戸水を提供できるもの
- (7) 井戸の所在地及び所有者等の氏名の公表に同意できるもの

### (登録の申出)

第5条 応急井戸の登録を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、災害時応急用井戸登録申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (登録の審査)

第6条 市長は、前条に規定する申出書を受理したときは、状況調査及び別表に規定する水質検査（以下「調査等」という。）を行うものとする。

### (登録の決定)

第7条 市長は、前条に規定する調査等の結果に基づき、応急井戸の登録の可否を決定し、申出者に対して、災害時応急用井戸登録可否決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の決定を行った者（以下「登録者」という。）に、災害時応急用井戸登録標識を交付するものとする。

### (管理)

第8条 市長は、災害時に迅速かつ安全に応急井戸を活用できるよう、次のことを行うものとする。

- (1) 応急井戸の所在地等の公表及び名簿の管理に関すること。

(2) その他必要な措置に関すること。

2 登録者は、次のことを行うものとする。

(1) 前条第2項の規定により交付を受けた標識の掲示に関すること。

(2) 応急井戸の適正な維持管理に関すること。

(3) 災害発生時の応急井戸の点検及び異常が確認された際の市長への報告に関すること。

(登録後の検査)

第9条 市長は、応急井戸の登録をした後において、必要があると認めるときは、応急井戸の調査等を実施することができる。

(登録解除の申出)

第10条 登録者は、応急井戸が第4条に規定する要件に該当しなくなったときは、災害時応急用井戸登録解除申出書（様式第3号）により、市長に申し出なければならない。

(登録の解除)

第11条 市長は、応急井戸が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を解除することができる。

(1) 登録者から前条に規定する登録解除申出書の提出があったとき。

(2) その他市長が応急井戸として適当でないとき。

(登録解除決定通知)

第12条 市長は、前条の規定により登録を解除した場合は、災害時応急用井戸登録解除決定通知書（様式第4号）により、登録者に通知するものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条、第6条関係）

検査項目	基準値
一般細菌	100個/ml以下
大腸菌	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
塩化物イオン	200mg/l以下
全有機物炭素（TOC）量	3mg/l以下
ph 値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下
濁度	2度以下